

中山間地域農業の現状と農村活性化：福岡市を事例として

椿, 真一
九州大学大学院生物資源環境科学府

佐藤, 加寿子
九州大学大学院農学研究院

張, 徳氣
九州大学大学院農学研究院

村田, 武
九州大学大学院農学研究院

<https://doi.org/10.15017/4302>

出版情報：九州大学大学院農学研究院学芸雑誌. 57 (2), pp.237-245, 2003-02-01. 九州大学大学院農学研究院
バージョン：
権利関係：

中山間地域農業の現状と農村活性化

— 福岡市を事例として —

椿 真一*・佐藤 加寿子**・張 徳氣***
村田 武†

九州大学大学院農学研究院農業資源経済学部門
国際農業資源開発・経営経済学講座農政学分野
(2002年10月29日受付, 2002年11月7日受理)

An Inquiry into the Present Condition of the Hilly and Mountainous Areas' Agriculture and Revitalization of the Rural Areas — A Case Study of the Rural Area in Fukuoka City —

Shinichi TSUBAKI*, Kazuko SATO**, Tokki CHANG***
and Takeshi MURATA†

Laboratory of Agricultural policy, Division of International Agricultural Resource Economics
and Business Administration, Department of Agricultural and Resources Economic,
Faculty of Agriculture, Kyushu University, Fukuoka 812-8581

1. 緒 言

1999年に公布・施行された「食料・農業・農村基本法」は食料自給率の向上と農村の発展を目指し、その担い手を地域の実態に即した多様な形態として位置づけた。しかし、WTO体制下と経済のグローバル化の進展を基調とした農産物輸入自由化、および農産物価格支持政策の縮小・解体の並進という徹底した市場原理追求型農政転換のもとで、わが国農業・農村は解体の危機に瀕している。農業・農村の解体は、とりわけ日本の国土の7割を占める中山間地域で顕著であって、農家数の減少と担い手不足が深刻化し、耕作放棄の増加と農業の衰退が顕著である。そのことは農業経済学

界の共通認識となっている。

本稿では、中山間地域の活性化にとっていかなる農業施策が必要なのかを事例調査をもとに明らかにすることを目的としている。中山間地域とは厳密に言えば、農業地域類型上での中間農業地域と山間農業地域を合わせたものであるが、本稿では特定農山村法、山村振興法の対象地域も中山間地域としてとらえることにする。

ところで、中山間地域といってもその実態は多様である。この中山間地域の地域的多様性については小田切(1994)も同様の指摘をしている。しかし、小田切は東北、北陸、近畿、北九州といった地帯構造別分析から、中山間地域を東日本型、西日本型と大きく2つ

* 九州大学大学院生物資源環境科学府農業資源経済学部門国際農業資源開発・経営経済学講座農政学分野

** 九州大学大学院農学研究院農業資源経済学部門・国際農業資源開発・経営経済学講座農政学分野

*** 訪問研究員

* Laboratory of Agricultural policy, Division of International Agricultural Resource Economics and Business Administration, Department of Agricultural and Resources Economic, Graduate School of Bioresource and Environmental Sciences, Kyushu University

** Laboratory of Agricultural policy, Division of International Agricultural Resource Economics and Business Administration, Department of Agricultural and Resources Economic, Faculty of Agriculture, Kyushu University, Fukuoka 812-8581

*** Visiting Researcher

† Corresponding author (E-mail:tmurata@agr.kyushu-u.ac.jp)

に分類するにとどまっておき、都市近郊の中山間地域といったレベルにまでは踏み込んで検討していない。

そこで本稿では、北部九州で、さらに都市近郊という地理的・社会的条件をもつ中山間地域をとりあげる。具体的には、農地が比較的良好に維持されている都市近郊の中山間地域である福岡市早良区脇山地区に着目して、その条件不利がいかにして克服されているのかを実態調査をもとに解明するものである。

中山間地域の活性化という課題へのアプローチとして、第1に、地域の農業構造の特徴（地域性）を統計分析によって析出する。

第2に、自治体農政レベルでの中山間地域政策の実態・実施状況を考察する。田代（2001）は、中山間地域問題では、生産条件不利と定住条件確保の両政策を総合的に追求する必要がある、それができるのが自治体農政であると指摘しており、自治体農政の考察が必要であると考えられる。

第3に、さらに地域の具体的な農業の姿を知るために、実態調査をもとに中山間地域農業に接近する。

以下ではまず、調査対象地域の概況についてふれておこう。

福岡市は面積338km²で、九州地域経済の拠点として卸売・小売りなど産業と物流、サービス、金融等の集積が進み、第三次産業を主体とした産業構造を形成する人口134万人を抱える九州最大の都市である。福岡市は明治22年4月の市制施行以来、昭和50年3月に早良町と合併するまで幾度となく周辺町村の編入・合併をくりかえし、市域面積を拡大してきた。この合併の過程で、市の後背地に山村を抱える構造をもつようになったのである。

脇山地区は福岡市の中心部から乗用車で約1時間を要する市の南部にあり、背振山系の北斜面の峡谷と、やや扇状地状の平坦地に集落と農地が存在している。市の山林面積5,294haの6割を抱える中山間地域である。国有林の比率が高かったために、林野庁の雇用による林業労働が地域経済を支えてきたが、高度経済成長および福岡市の拡大成長とともに生活の基盤を林業

労働ないしは農業から他産業従事に求める農家が急増した。とくに近年では職員勤務兼業を中心とする安定兼業農家比率が高い。農業生産基盤整備は行政主導によって平坦部ではほぼ完了しており、中山間地でも平成12年度から「中山間地域総合整備事業」が取り組まれている。そのようななかで、脇山地区の特徴として、第1に、平坦部では稲作作業受託組織が展開し、地区内の稲作機械作業の約3割を受託している。第2に、中山間地域では個々の農家の農地保全を基礎としつつも、「中山間地域等直接支払制度」を契機とした畦畔・水路管理の共同作業が行われている。さらに第3に、地区内の高齢者を中心に直売所を軸とした農産物販売もみられる。このような背景には、①福岡市農政の方向（位置づけ）や、②農協による作業受託組織および直接支払制度の導入に際する集落協定、直売所への支援があるのであって、以下ではそれぞれについてみていくことにしよう。

2. 福岡市脇山地区

「福岡市農業振興計画」によると、福岡市は脇山地区を新鮮な農産物を市民に供給するだけでなく、緑地空間の提供によってやすらぎを与える空間として位置づけている。そのため基盤整備が定住環境整備につながるとし、県営、団体営の圃場整備事業、農村整備事業や山村振興法にもとづく生活環境整備を実施ないし計画している。すなわち、主に平坦部を中心とする①拠点区域、②多目的生産空間地域と、中山間地を中心とする③生産環境保全区域、④自然環境保全区域の4つの区域を設定（ゾーニング）し、地域特性に応じた活性化をはかっている。

さらに脇山地区では福岡市農業政策課の提案によって、脇山地区の農業の方向について話し合う組織として、部会等の代表者を中心とする「脇山の農林業を考える会」を昭和56年に発足させ、住民参加型の村づくりに取り組んできた。そのなかで基盤整備の必要性や直売所設立の要望がでてきたのであるが、それらが現在の脇山地区の農業に与えた影響は小さくない。

表1 脇山地区農業構造

単位：戸，%，人

	総戸数	専業農家	第一種兼業	第二種兼業	0.3ha 未満	0.3~0.5	0.5~1.0	1.0~1.5	1.5~2.0	2.0~2.5	2.5ha 以上	農家人口
実数	232	42	34	156	81	43	61	25	12	5	6	978
割合	100	18.1	14.7	67.2	34.9	18.5	26.3	10.8	5.2	2.2	2.6	

資料：福岡市農林水産統計書（平成12年度）

3. 脇山地区の農業

まず、脇山地区の農業についてみておこう。『福岡市農林水産統計書』によると、平成11年の脇山地区の総農家数は232戸で、このうち専業農家は42戸、第一種兼業農家は34戸、第二種兼業農家は156戸である。専業農家は2割を占めるが、ほとんどが定年帰農を含む高齢専業農家である。したがって、認定農業者はわずか2戸（いずれも酪農家）である。それに対し7割を占めるのが第二種兼業農家であって、兼業職種は福岡市近郊という社会的条件を反映した通勤型職員勤務が主である（表1）。

経営規模別にみると0.5ha以下が124戸（53.4%）、0.5～1ha層が61戸（26.3%）、1～2ha層が37戸（15.9%）、2ha以上が11戸（4.7%）であって、1ha以下とりわけ0.5ha以下層が分厚く存在しており、零細・第二種兼業という農業構造をもつことがわかる。

耕地総面積は202haで水田が184ha、畑17ha、果樹1haと水田農業地帯である（表2）。作付面積では米が73haと最も多く、米の品種はヒノヒカリ、夢つくし、コシヒカリの3品種である。この地区の米は、農協の米販売戦略に照応した有機肥料の使用、および温度日格差を利用した良質米であり、農協管内でもその評価は高い。

次に脇山地区には野菜産地としての歴史がある。野菜作付面積は23haであって、露地栽培を中心とする野菜生産のなかでもとくにキャベツの作付面積が大きい。これは脇山地区が昭和52年に隣接する入部、内野地区とともに国のキャベツ指定産地になったからである。脇山地区では圃場整備後にキャベツの作付面積が

表2 脇山地区の耕地面積

単位：ha			
総耕地面積	水田	畑	樹園地
202	184	17	1

資料：福岡市農林水産統計書（平成12年度）

表3 脇山地区の作付面積、飼養頭数

単位：ha, 戸, 頭, 羽

米	野菜	うち				酪農		肥育牛		にわとり	
		キャベツ	ほうれんそう	トマト	きゅうり	農家数	飼養頭数	農家数	飼養頭数	農家数	飼養頭数
73	23	7.7	1.1	0.6	0.6	2	80	1	11	1	500

資料：福岡市農林水産統計書（平成12年度）

以前と比べ減りはしたものの、依然として野菜の中心にかわりない。その他野菜ではほうれんそう、トマト、きゅうりがみられる。

畜産については酪農家2戸（飼養頭数計80頭）、肥育牛農家1戸（F₁の飼養頭数11頭）、養鶏1戸（飼養頭数500羽）となっている（表3）。

4. 中山間地域総合整備事業を軸とした脇山地区の農業振興

(1) 平坦部を中心とする圃場整備事業

脇山地区では山村振興法に基づく生活環境整備に加えて、県営および団体営による圃場整備事業、農村整備事業が行われている。とりわけ圃場整備については平坦部を中心にして、地区内水田面積の74%にあたる133haで完了している。例えば昭和61年から県営圃場整備事業によって83haの農地が、また平成5年からは団体営圃場整備事業によって17.5haの農地が30a区画に基盤整備されている。

(2) 中山間地域総合整備事業

その一方で、中山間地の農地は狭小な棚田であって、農道および用排水路も未整備であったため、農作業機械が入らず作業効率が悪かった。そのため生産調整の強化にともなって耕作放棄による農地荒廃が激しくなってきた。そこで中山間地域においても、平成12年度から県営の「中山間地域総合整備事業」（実施期間平成12～16年）によって圃場整備、水路・農道整備さらには集会所や直売所として使用される活性化施設など生活環境整備を含めた総合的な整備が進められている（表4）。

中山間地域総合整備事業とは、農業の生産条件が不利で、かつ農業を中心とした地域の活性化に意欲のある地域を対象として、それぞれの地域の立地条件に即した整備を総合的に行い、農業と農村の活性化を図るとともに、地域の定住の促進、環境の保全に資することを目的とした制度であって、後に見るように、高補助率により地元負担が軽減される点が特徴である。

表4 中山間地域総合整備事業の概要

工 種	事業量	対象集落				受益農家	事業費		負担区分(%)			
		脇山	椎原	小笠木	板屋		うち地元負担	国	県	市	地元	
農業生産 基盤整備	圃場整備	18.9ha		14.2ha	4.7ha	63戸	3億8,000万円	2,850万円	55	30	7.5	7.5
	用排水整備	11,020m		6,780m	350m	38戸	4億7,600万円		55	30	15	
	農道整備	5,820m		3,540m		64戸	2億5,200万円	233万円	55	30	15	7.5
	農用地改良保全	2.24ha		2.24ha		9戸	3,100万円		55	30	7.5	
生活環境 基盤整備	活性化施設整備	2施設	1施設			1施設	1億2,600万円	908万円	55	30	7.5	7.5
	農村公園整備	1500㎡				1,500m	500万円		55	30	15	
	農業集落道整備	1,810m		1,460m		350m	1億1,600万円	55	30	15		

資料：中山間地域総合整備事業実施計画書

対象とする地域は、過疎法、山村振興法、離島振興法、半島振興法、特定農山村法のいずれかに該当する地域を含む市町村で、林野率が50%以上かつ、農用地傾斜度1/100以上の面積が50%以上を占める地域である。脇山地区は山村振興法に該当し、面積3,608haのうち林野面積3,063haで林野率は85%であって、農用地面積すべてが農用地傾斜度1/100以上である。

中山間地域総合整備事業の事業計画には、農業生産基盤整備と農村生活環境整備があるが、農業生産基盤整備では圃場整備18.9ha、用排水路整備1万1,020m、農用地改良・保全2.24haとなっている。農村生活環境整備では、農業集落道整備1,810m、農村公園および活性化施設の建設である。

農業生産基盤整備について、集落ごとにみても、圃場整備では椎原集落14.2ha、小笠木集落4.7ha、用排水路整備では椎原集落6,780m、小笠木集落350m、農道整備では椎原集落3,540m、板屋集落2,280m、農用地改良では椎原集落2,24haと、椎原集落を重点的に整備していることがわかる。

総事業費は13億8,100万円にのぼり、事業負担のうち国が55%、県が30%、市が7.5%、地元7.5%である。ただし用排水路、農道、農業集落道、農村公園整備については国55%、県30%、市15%である。圃場整備の地元負担は2,850万円、農用地改良保全では233万円であって、これを10a当たりで見ると、圃場整備が15万1,000円、農用地改良が10万4,000円である。このように地元負担が軽減されるとともに、中山間地域の今後の農業展開にかかわって、基盤整備が実施されることで圃場や農道が拡大され、「農地が狭くて機械が入らない」「手間がかかる」といった問題が解決されるとともに、「後継者が就農する条件が整う」ことが期待されていることが重要であろう。中山間地域の農家に

表5 受託組合の水稲作業受託料金(10a当たり)
単位：円

作業名	基盤整備内	基盤整備外
耕起	7,800	8,300
代かき	5,300	5,800
田植え	9,500	10,000
収穫	19,000	20,000
育苗	13,000	13,000

資料：JA 福岡市

とって基盤整備のもつ意味は小さくない。

5. 平坦部で展開する農作業受託組織

(1) JA 福岡市と受託事業

脇山地区を管内にもつJA 福岡市は、昭和37年に市内24農協のうち19農協が合併し、昭和53年には早良農協が合流して誕生した総合農協である。農協では平成11年度から「福岡市基本計画」のなかの「農業総合計画」に照応した3か年計画の農業振興計画を立てるとともに、地区ごとに振興策を講じている。とりわけ農協管内でも顕著になってきた担い手の高齢化（農業従事者の平均年齢63歳）、さらには兼業化に対応するために、地域農業を集団的に支える組織として、農協支所ごとに農作業受託組織を育成・再編することを明確にした。なかでも注目されるのが「農協の受委託事業」である。これは農協が仲介する農作業の斡旋であって、農協は個別農家から農作業の依頼を受け、それを管内の受託組織に再委託するシステムである。そのため作業料金(表5)は農協が設定するとともに、受託組織のために代金回収および出役に応じた賃金精算も行っている。このように農協が仲介することで委託農家の信頼も得られ、金銭的トラブルも少なくなる。さらに機械更新

についても農協に組織名義で資金を積み立てており、受託組織に対する農協のサポートは少なくない。

以上を背景にして、現在、農協管内には米麦土地利用型の作業受託組織が21組織あるが、農協管内で最大の受託面積を誇るのが「脇山受託推進組合」である。

(2) 脇山受託推進組合

脇山受託推進組合（任意組織）は5戸の農家で構成されている。平成6年に県単の事業である「21世紀型」による大型機械の導入（4条コンバイン1台）を契機として、事業要件（2人以上の参加）を満たすために、地域の若手農業者6名で設立した（平成13年に組合員1名が死去したため、現在は5名で活動している）。翌年には5条田植機2台を導入した（「21世紀型」の補助率は7割であり3割は農協からの融資）。

組合は組合長1名、会計1名で運営されているが、会計の一部は農協が担当している。

農家構成は専業農家1戸、農林家1戸、兼業農家3戸であって、いずれも稲作主幹経営である。水田経営面積は専業農家（受託組合長）は845a、農林家経営は120aで、兼業農家3戸の兼業職種および水田経営面積は、牛の配送業（130a）、精米加工業（220a）、農機具会社勤務（不明）である。兼業農家は自営兼業が中心であって、兼業収入はそれほど高くはなく、水田面積は当地区のなかでは平均よりもやや大きい。

組合では育苗、田植え、稲収穫の作業受託を行っている（耕起・代かきについては組合所有のトラクターがないため、農協から組合員に直接委託される）。平成13年度の作業受託実績は、田植えが25戸の農家から17ha、稲収穫は45戸から22ha、育苗は約3,000箱である。受託面積の最も大きい収穫作業に限ってみれば、脇山地区の稲収穫の3割を作業受託していることになる。作業は共同出役が基本であるが、兼業農家では農外就業と調整しながらの出役となる（組合員の家族も出役可）。労賃は機械作業のオペレータも補助作業員も一律に時給1,500円（女性1,200円）である。

ここで受託組合の展開と関わって、脇山受託推進組合の組合長であり、経営規模が最も大きいA農家についてみておこう。A農家の家族構成は世帯主夫婦（52歳、52歳）と娘夫婦（28歳、27歳）、孫および高齢の母（83歳）の6人である。農業に従事するのは世帯主夫婦2名だけで、ともに年間労働日数は約150日である。後継者は恒常的勤務就業であり、就農はしていない。

A農家は平成12年まで25年間、牛乳販売店を経営する兼業農家であったが、受託組合を立ち上げて以降、

脇山地区で圃場整備が進むにつれて、組合の受託面積が増えてきたことに加えて、個人としても借地が増えてきたことから（昭和61年当時の借地面積は1haであったが、現在は7.5ha）、平成13年に牛乳販売店を廃業して専業農家に転向したのである。

水田経営面積は8.5haで借地が7.5haである。借地はすべて基盤整備されており、小作料は10a当たり1万5,000円である。この経営面積でA農家は米575a、大豆6a、カブ菜25aを生産し、農産物販売額は973万円になる。米は個別販売（精米10kgで5,400円）していることから、販売額の9割が米によっている。

A農家では専業化したこともあって、規模拡大に意欲的であるが、個別での借地拡大よりもむしろ受託組合での受託面積拡大を考えている。

ところで組合の作業受託面積は年々増えてきているが、依頼があればどの地域でも引き受ける意欲はもっている。専業農家はもとより兼業オペレータ層をみても、まだ50歳代と若く、また兼業職種を考慮してもオペレータ作業時間の拡大は可能であろう。したがって受託組合の受託面積拡大は可能であると思われる。ただし、受託する条件として作業機械が入るだけの圃場（農道）の大きさをあげている。つまり現在、中山間地域で進んでいる圃場整備が完了すれば稲作作業に関しては受託されることが期待される。すなわち中山間地域における新たな担い手として位置づけられるのではないか。

しかし、なるほど緊急の課題ではないにしろ、受託組織を担い手とした場合、オペレータの再生産、機械更新を考慮する必要がある、そのこととの関連では受託組織の法人化も検討すべきだと考えられる。

6. 中山間地域等直接支払制度と農地保全への取り組み

(1) 中山間地域等直接支払制度

さて、中山間地域の農家にとって重要な条件の1つは、平成12年度より実施されている「中山間地域等直接支払制度」（以下「直接支払制度」）である。

福岡市では97haの水田（うち急傾斜地89ha）を対象に308戸の農家が22の集落協定を結び1,930万円が交付された（表6）。市内4地区を対象に実施されているが、山村振興法に指定されている脇山地区が対象面積、交付金ともに大きく、福岡市全体のうち参加農家の76%、対象農地の75%、交付金の73%を占めている。北崎、内野、金武地区は特認地域ということもあって、3地区あわせても全体の3割程度である。

表6 福岡市における直接支払制度の実施状況

	福岡市				
	福岡市	法指定地域	特認地域		
		脇山	北崎	内野	金武
集落協定数	22	15	4	2	1
協定参加農家(戸)	308	233	34	27	14
交付金額(万円)	1,930	1,416	180	271	63
対象農地(a)	9,722	7,272	856	1,293	301
うち急傾斜	8,866	6,416	856	1,293	301
緩傾斜	856	856			

資料：福岡市

表7 脇山地区の中山間地域直接支払実施状況

集落名	協定参加農家 (戸)	交付金額 (万円)	対象農用地面積(a)		
			計	急傾斜	緩傾斜
栗池	25	187	1,106	755	351
志水	32	249	1,188	1,188	
舟引	32	138	916	495	421
谷口	21	144	738	654	84
椎原	112	596	2,840	2,840	
板屋	11	102	484	484	
計	233	1,416	7,272	6,416	856

資料：福岡市

(2) 中山間地域等直接支払制度による共同作業

脇山地区では6集落(農業センサス集落カードに登録されているもの)で15の集落協定が締結された。参加農家数233戸、支払面積はすべて水田で72.7haが該当し、交付金は1,416万円であって、1戸当たり6万1,000円である(表7)。

脇山地区のなかで集落ごとに対象農家数、対象面積、交付金額をみていくと、栗池集落(25戸、11.1ha、187万円)、志水集落(32戸、11.9ha、249万円)、舟引集落(32戸、9.2ha、138万円)、谷口集落(21戸、7.4ha、144万円)、椎原集落(112戸、28.4ha、596万円)、板屋集落(11戸、4.8ha、102万円)と椎原集落で直接支払制度の対象面積および農家数、交付金が大きくなっている。

ところで集落協定締結にはつぎのようなことがあった。すなわち、協定を結ぶ際に、①制度が煩雑すぎて参加をためらう農家がいたこと、②ヤミ小作および、③代替地取得者(入作者)との調整が難しかったことである。このような問題に対し、農協は行政と協力し

て集落説明会を開き、指導することで集落協定のとりまとめに努めた。例えば代替地取得者に対しては、農協職員を派遣して制度を説明して加入を斡旋している。さらに農協は一部の地域においては、直接支払交付金に関する会計を担当している。

このように農協は直接支払制度を積極的に活用するために、集落協定のサポート等に取り組んでいる。

つぎに集落協定の中身であるが、椎原集落では直接支払交付金を活用した興味深い取り組みがみられる。すなわち集落の農家が兼業依存を高め、また農業従事者の高齢化が進むにつれて、農道・水路管理、さらに周辺林地の下草刈り等が十分にやれなくなっていたが、直接支払制度を契機として道路係ないし水路係といった各作業の責任者をもうけ、それらをリーダーとして今一度地域が一体となった農地管理が行われるようになった。出役の際には労賃として1人当たり日給5,000円が支払われるが、この共同作業労賃は交付金の半分を原資として集落にプールすることで充てている。平成12年度では298万円にのぼる。

このように直接支払制度が契機となって、もう一度農林地を保全する体制が整った。直接支払制度は、集落協定によって共同作業、農地管理の義務が発生し、直接支払交付金の活用で少なくとも水路、畦畔、農道といったものを集落共同で維持・管理でき、農地保全にとっての意味は大きい。さらに農家の意識としても、「集落のつながりが強くなった」ことで共同作業および農地荒廃への関心が生まれ、「農地管理につながる」と評価されている。

7. 直売所を基礎とした高齢者農業の展開

(1) 脇山主基の里直売所

「脇山主基（すき）の里直売所」は「地域農林業活性化総合指導事業」の指定をうけたことを契機として、「脇山農林業を考える会」を中心とする村づくり運動が盛んになり、その一環として昭和62年7月に地元でとれる新鮮で安全な農産物を販売するために開設された。当初は農協の向かいにある個人の敷地で開設されていたが、会員の増加とともに、売り場面積の確保が必要になり、平成11年からは農協の敷地内に移転した。直売所の概要は表8に示す。

参加者（出荷者）は昭和63年5月時点では38の個人および団体（部会）であったものが、いまでは64にまで倍増している。参加者は基本的に脇山在住の農業者であり、その構成は7割が60歳以上で、さらに9割が

女性である。参加するためには5,000円を「主基の里」に出資することが義務づけられている。

直売所は農協の集荷場および駐車場を無償で借りて、毎週土、日曜日（夏期は水曜日も）の早朝5時から午後3時まで開設され、一日の利用者はおよそ300人である。購入者（調査回答者は108名）へのアンケート調査結果を掲載している『脇山主基の里直売所10年のあゆみ』によると、購入者の7割が早良区内で、40～50歳代が多く、女性が8割（主婦は6割）を占めている。新鮮で安くおいしいという理由から9割以上が2回以上訪れており、地産地消が実践されている。

販売されているものは旬の露地野菜が主な品目であるが、果実、花卉、農産物加工品もみられ、多品目におよぶ。商品にはバーコードシールが貼られており、バーコードシールで出荷者を管理・分類している。

直売所での販売は基本的に委託販売であるが、会員は交代（当番制）で販売員の義務（労賃なし）を負い、売場には3ないし4人が配置される。

販売価格は品目ごとに流通委員2名が決定する（例えばナス1袋100円など）。販売代金のうち10%が「主基の里」の手数料（農協の手数料はなし）として差し引かれる。

平成12年の販売実績は2,290万円で、「主基の里」の手数料は248万円である。1会員当たり平均の年間販売額は約36万円である（最高150万円）。売上げは参加者の増加とともに毎年順調に伸びているようだ。

表8 脇山主基の里直売所の事業内容

	内容
開設年月	昭和62年7月
現在の出荷者	63の個人・団体
取扱品目	米、野菜、果物、農産物加工品
出荷	基本的には脇山在住の加入者による個人出荷であるが、品揃えのために脇山以外の品物も入荷している。
販売方式	委託販売である。販売要員は3名で当番制である。日当はない。値段、出荷者の名前、電話番号を記入したバーコード（1枚2円）を貼って販売する。売れ残った品は出荷者の引き取りとなる。
価格形成	価格は主基の里の流通委員2名が決定する（農家は価格決定しない）。
販売手数料	売上げの10%が主基の里の手数料である（農協の手数料はない）。平成12年では248万円である。
農産物販売額	2,290万円

資料：聞き取りによる。

農協は敷地の提供および野菜の生産、販売に関する講習会等の指導をすることで主基の里をサポートしている。

平成12年度よりはじまった「中山間地域総合整備事業」によって活性化施設の1つが農協支所に近接するかたちで建設されているが、この施設を直売所の新店舗として活用し、直売所を常設化することがすでに決定している。さしあたっての課題は、直売所の常設化への対応として参加・出荷者を増やすことによる出荷品目、数量の増加・確保であり、農協の支援が欠かせないであろう。

(2) 直売所に出荷する農家グループ

つぎに椎原集落の農家であるT経営を取り上げる。ちなみに同集落では9名が直売所に出荷している。

「主基の里」の運営責任者である会長に平成4年から就任し、直売所組織を牽引している女性T氏(68歳)は、後継者夫婦(45歳, 43歳)と孫3人の6人家族である。後継者夫婦は恒常的勤務労働であり、農繁期以外は就農しない。したがって、農業専従者は1名(T氏)で水田70a、畑4aを自作し、米、野菜を生産している。

ところでT氏は高齢者の女性(平均年齢68歳)4人で構成する「花ゆりグループ」のメンバーでもある。花ゆりグループとは平成2年に結成された生産者グループで、参加者の転作対象となった水田を無償で利用して、共同で野菜、花を生産し、主基の里に出荷している。販売代金はメンバー間で均等に分配される。平成13年では80aの水田を活用してトマト、ナス、ピーマン、スイカ等の旬の野菜や菊、ユリといった花卉を生産し、1人当たりの分配金は50万円である。

T経営にとって直売所は「現金収入を得る場」であり、「余った野菜も収入になる」し、「少量でも販売が可能」であることがメリットだとしている。

以上のように当該中山間地域では高齢者であっても営農意欲が高い。その条件としては、農産物が都市近郊である立地条件を活かした直売所での販売が可能であることだ。つまり、高齢者または女性であっても現金収入を得る機会があることが農業継続へのインセンティブになっている。そのため、脇山地区の農業振興を図るうえで、直売所の充実と売上拡大を図る必要がある。

8. 考 察

脇山地区の中山間地域は、福岡市近郊という社会的

条件を基礎として、圧倒的に第二種兼業農家が多い農業構造であった。このもとで、この地区の中山間地域の担い手の方向についてはさしあたりつぎのように考えられよう。すなわち、第1に、平坦部では圃場整備を契機として「脇山受託推進組合」が先行して編成されてきたが、「中山間地域総合整備事業」によって中山間地域においても圃場整備が進むことで、この受託組織が中山間地域における圃場整備後の稲作基幹作業を受託できる条件が整った。受託組織側も規模拡大の意欲が高く、「基盤整備がなされていればどこでもよい」ことから、その可能性は十分にある。したがって、今後は脇山地区の中山間地域においても、平坦部と同様に、脇山受託推進組合をひとつの担い手と位置づけることができるのではないかと。

しかし、第2に、受託組織を水稲基幹作業の中心的担い手としながらも、水路・畦畔管理といった作業は集落の共同作業によって担われていくものと考えられる。そういった意味では、椎原集落でみたような直接支払制度の交付金の活用・取り組み事例は注目されるのであって、集落協定の締結をリードした農協の役割は小さくないであろう。

また、第3に、水稲以外の農産物については、高齢農家や兼業農家でさえも、都市近郊という立地条件を活かした農産物直売所での農産物販売を通して現金収入を得る機会があるため、農業継続が可能になっている。つまり、都市近郊の中山間地域では、農産物直売所という条件の下で、高齢農家や兼業農家もいまひとつの担い手となりうるのではないかと。

以上のように、今後とも脇山地区では農業が維持されていくであろうことが明らかになった。その条件としては、①自治体主導のもと中山間地域でも基盤整備が完了ないし現在進行しており、農地条件が改善されていること、②中山間地域等直接支払制度の導入によって農地管理に対して一定の労賃支払いが可能になったこと、さらに、③受託組合に対するサポート、農産物直売所の振興や直接支払制度の積極的導入に尽力している農協の取り組みがあることであって、いずれも中山間地域農業振興にとって重要な意味もっている。

文 献

- 小田切徳美 1994 日本農業の中山間地帯問題。農林統計協会、東京
 田代洋一 2001 日本に農業は生き残れるか新基本法に問う。大月書店、東京

Summary

This paper is a case study of the present situation of the hilly and mountainous areas in Fukuoka City, which are in socio-economic difficulty.

The result from the case study analysis provides us the meaningful conclusions as follows:

1. The land adjustment of the fragmental small paddy fields is essential for the revitalization of these areas.
2. The governmental providing of the direct payments for the compensation for disadvantages in agricultural production conditions in such areas can be appraised as a certain support to maintain productive activities.
3. Farmer's market in the mountainous area can provide opportunities to get money for the various groups of farmers, which include the aged or part-time farmers.